

所 管 事 項 調 査

目 次

1	長崎市合理化事業計画の策定に向けた進捗状況について	P 2～ 6
2	市民一斉清掃のあり方の見直しについて	P 7～ 8
3	訴訟の現況について	P 9～ 20

環 境 部
令和8年2月

1 長崎市合理化事業計画の策定に向けた進捗状況について

(1) 趣旨及び経緯

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(合特法※)に基づき、将来にわたり、本市におけるし尿及び浄化槽汚泥(以下「し尿等」という。)の適正な収集運搬体制を確保するため、し尿等収集業者の円滑な事業転換及び業務安定化を図ることを目的として「長崎市合理化事業計画」を策定する。

また、令和元年6月議会において、長崎市環境整備事業協同組合(旧合併町地区のし尿等収集業者で構成)から、速やかな合理化事業計画の策定と、計画に基づく支援の実施を求める請願書が提出され、全会一致で採択された。

なお、これまで関係事業者と協議を進めてきた結果、計画案の内容について、事業者から大筋の合意を得た。

※合特法…下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とした法律。

(2) 旧合併町地区のし尿等収集を取り巻く状況

- 旧合併町地区においては、し尿汲取り料金の増額改定を行ってきたが、し尿の収集量はさらに減少の一途をたどり各業者に対する喫緊の支援策が求められている状況
- 将来的なし尿等の収集量減少の状況を踏まえ、今後のし尿等収集に係る必要車両台数を算出すると、令和18年度は8台程度となる見込みであるが、これまで計画的な減車が進んでいない状況にあり、現在の旧合併町地区の収集車両は15台となっている。

【旧合併町地区のし尿等の収集量】

平成18年度 ⇒ 令和6年度 : 約63%減(約7,200kl/年)
(約19,300kl/年) ⇒ 令和18年度 : 約70%減(約6,000kl/年※)

(※)長崎市生活排水処理基本計画における今後のし尿等の要処理量推計値

(3) 計画の主な内容

ア 策定の方針

- (ア) 組織的・財政的に安定し、委託料、補助金等の公費負担の最小化となるような収集運搬体制をめざす。
- (イ) 市内を3地区(中部、北部、南部)に分け、地区ごとに適正な収集運搬体制をめざす。
- (ウ) 業者が転廃業する場合、原則として移管先のし尿等収集業者における許可対象車両は増車しない。

イ 目標

- (ア) 旧合併町地区のし尿収集に係る許可の統合及び浄化槽汚泥収集に係る許可区域の見直しを行うことにより、一定のし尿収集量を確保することで、し尿収集量が必要車両台数1台未満の地区を解消する。
- (イ) 旧合併町地区のし尿等の収集に係る許可車両について、令和17年度末までに8台にする。(7台減車)

ウ 計画期間

令和8年度から令和17年度まで(10年間)

エ 支援の主な対象

旧合併町地区のし尿等収集業者(8業者)

オ 支援の内容

- (ア) 収集車両の減車台数に応じた代替業務の提供
- (イ) 計画期間中に転廃業した業者に対しては、転廃交付金を交付
- (ウ) 旧合併町地区におけるし尿収集運搬業務の委託化(令和11年度開始目標)

カ 旧長崎市地区の基本方針

- (ア) 自然災害発生時等の緊急的な対応を想定し、東長崎地区の収集車両の配置を考慮したし尿等の許可のあり方を検討することで、将来的にし尿の収集量が必要車両台数1台未満の地区の解消を図る。
- (イ) (一財)クリーンながさきについて、安定的な収集体制確保のため、し尿収集運搬業務の完全委託化を検討する。

キ し尿処理手数料の見直し

旧合併町地区の全地区で委託を開始するまでに、し尿処理手数料の改定を行うことで、現在生じている旧長崎市地区と旧合併町地区との間の市民負担の差の解消を図る。

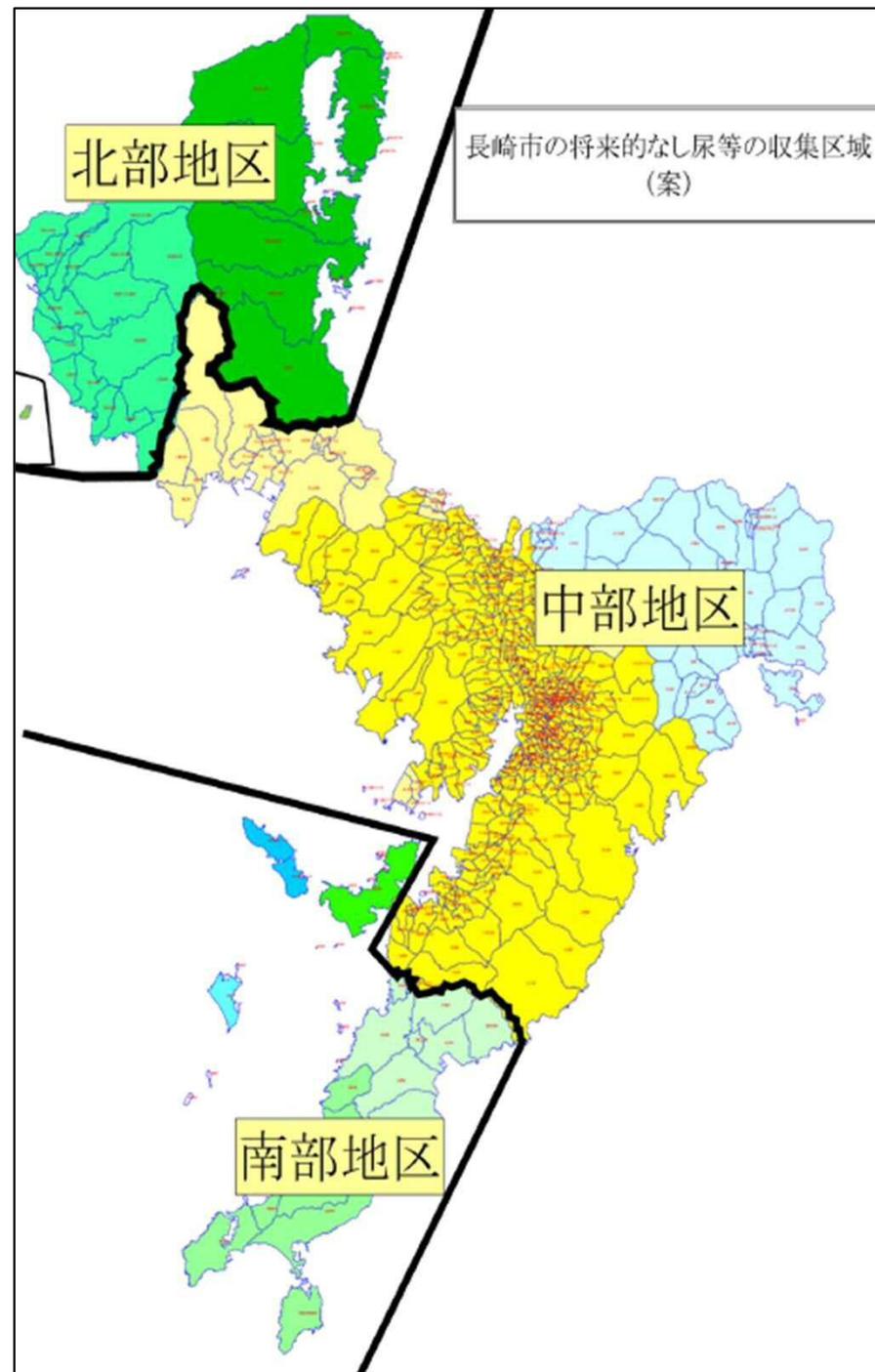
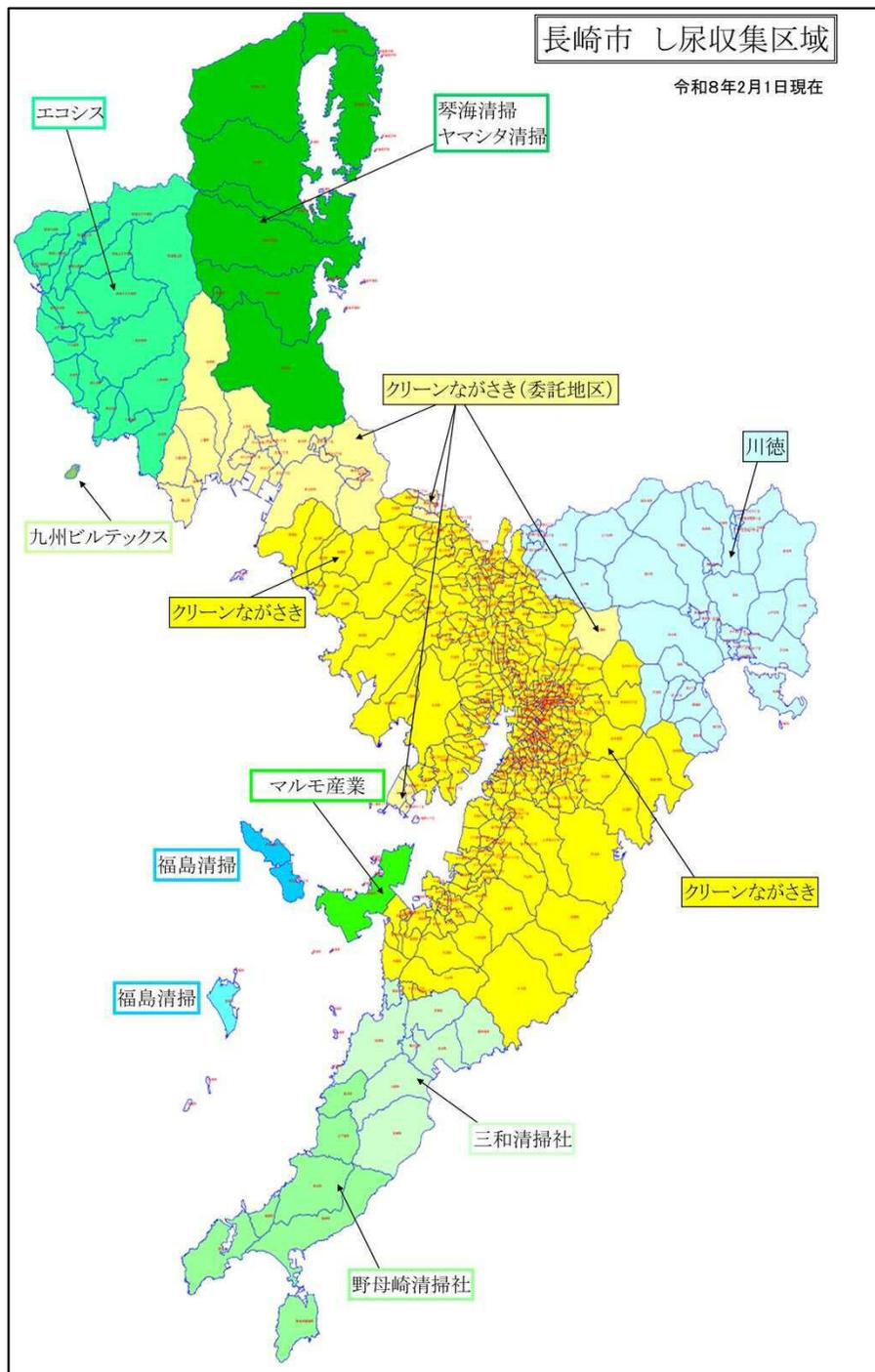
ク 計画の見直し

策定後5年を経過したとき及び転廃業が行われるときは、合理化の進捗状況や、本市全体におけるし尿等収集を取り巻く情勢の変化等を勘案し、内容の検討を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

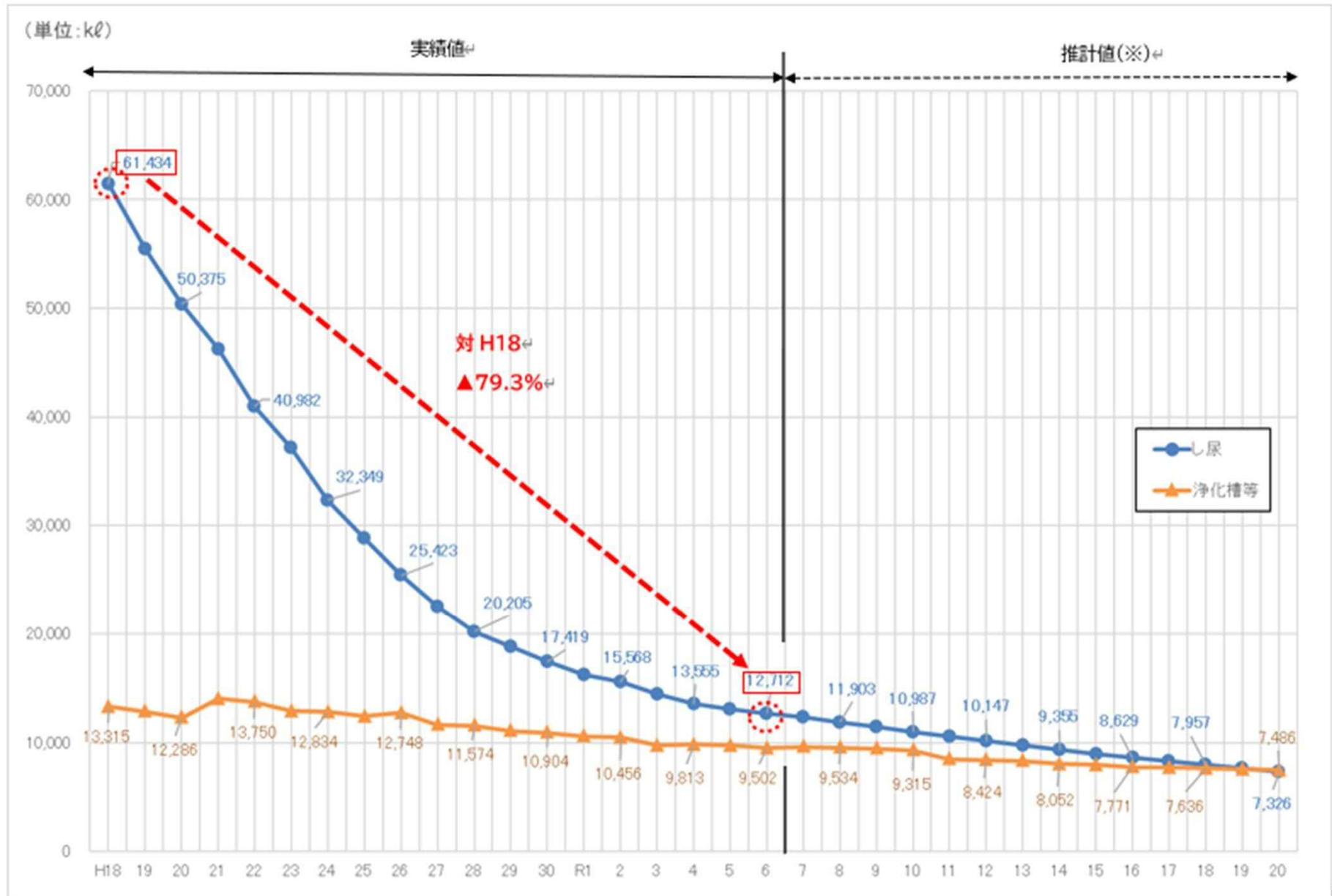
(4) 今後の予定

令和8年3月11日	長崎市清掃審議会にて報告
3月下旬	長崎県への計画の承認申請
6月頃	計画承認
計画承認後	各業者との間で合理化事業の実施に関する協定締結

【参考1】 収集区域図



【参考2】し尿等の収集量の推移(市内全域)



※長崎市生活排水処理基本計画におけるし尿等排出量の推計

2 市民一斉清掃のあり方の見直しについて

(1) 概要

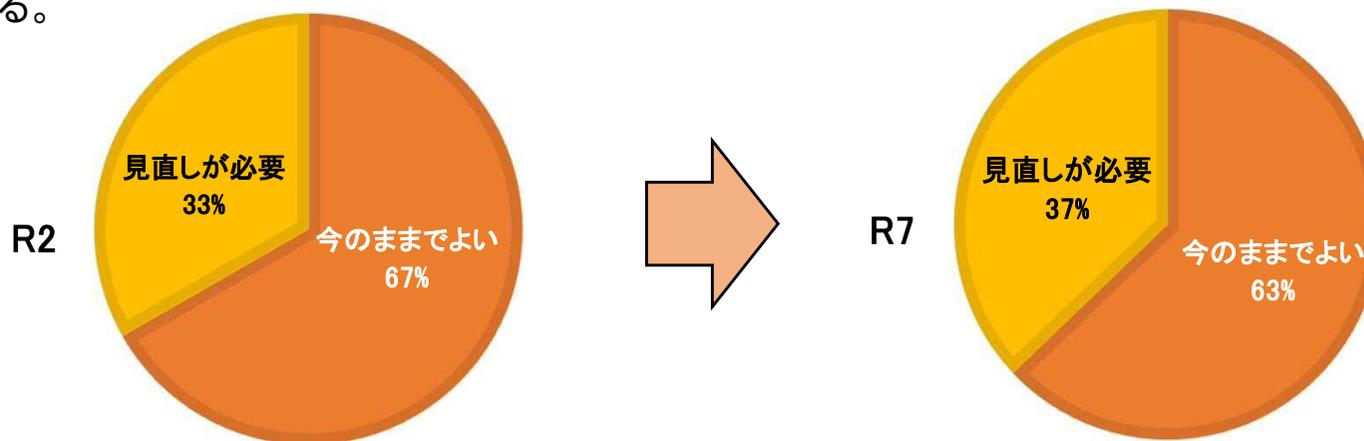
市民一斉清掃は、「長崎市街を美しくする運動推進協議会」が主催し、市民参加のもとに、緑と花があふれるごみのない美しい郷土長崎の街づくりを推進することを目的とし、長崎のまちをきれいにして、8月9日の原爆犠牲者慰霊平和祈念式典を迎えるとともに、市民の平和への想いを将来にわたり引き継いでいく趣旨により、8月の第1日曜日を市民大清掃の統一実施日として実施してきた。

市民一斉清掃のあり方について、参加自治会等のアンケートを実施した結果、これまでの趣旨を引き継ぎながらも、近年、気温上昇により清掃作業に伴う熱中症等のリスクが増しているため、実施日の決定や開始時刻の調整及び参加の有無について、各団体がより主体的に選択して決定できるようにすることで、市民にとって安心して参加できる市民一斉清掃の実施を図るもの。

(2) アンケート結果

ア 統一実施日は「今のままでよい」との回答が前回(令和2年)のアンケート結果と比べ3.9ポイント減少したものの、引き続き全体の6割を超えている。

イ 一方で「見直しが必要である」との回答が4割近くあり、主な理由として団体会員の熱中症のリスクを挙げている。



(3) 見直し内容

実施日の決定にあたり、統一実施日から選択制へ見直し、参加自治会等がそれぞれの事情に合わせて次の3つの日程から選択して実施日を決定できるようにする。

ア 「市民大清掃」(8月の第1日曜日)

イ 「市民クリーン大作戦期間」(6月※1、9月下旬から10月末まで※2)

※1 環境省主唱の6月の「環境月間」に合わせ、長崎県呼びかけの「空きかん等回収キャンペーン」と連携して実施。

※2 国連が定めた9月20日の「世界クリーンアップデー」や廃棄物処理法が成立した9月24日の「清掃の日」に合わせ実施

ウ その他の清掃期間(ア、イ以外)

事業	市民一斉清掃								
	4月から5月まで	6月 (環境月間)		7月から8月の第1日曜日 前日まで	8月	8月の第1日曜日翌日から9月中旬まで	9月 (清掃の日など)	10月	11月から3月まで
曜日等	—	第1日曜日	—	—	第1日曜日	—	下旬	—	—
日程名称	← 選択可能期間 →								
	ウ その他の清掃 期間	(長崎県) 空きかん 等回収キ ャンペー ン(野母 崎・高島)	清掃強化期間 イ 市民クリー ン大作戦期 間	ウと同じ	ア 市民 大清掃	ウと同じ	清掃強化期間 イ 市民クリーン大作戦期 間	ウと同じ	
排出制限	ごみステー ションの場 合は、10 袋未満(9 袋まで)	制限なし	ごみステー ションごと に <u>20袋ま で</u>	ウと同じ	制限なし	ウと同じ	ごみステー ションごと に <u>20袋ま で</u>	ウと同じ	